



新型コロナウイルス 感染拡大防止に向けて



感染防止行動の実践をお願いします

北海道は、5月9日からまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取り組みを進めていましたが、新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、国は、5月16日から5月31日まで北海道を緊急事態措置区域としました。

当別町は、より一層の強い対策を行う必要のある特別措置区域に指定されました（5月21日現在）。

全国的に感染の拡大が見られる中、北海道内においても、感染しやすいとされる変異株による感染が増加し、医療提供体制も厳しい状況が続いています。医療を守り、みなさんの大切な人やみなさん自身を守るために、基本的な感染防止行動を実践しましょう。

基本的な感染防止行動は変異株でも同様です

変異株は感染しやすいといわれていますが、感染対策は、これまでと変わりません。三密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面（※1）の回避、マスクの着用、手洗いなどが、これまでと同様に有効です。今一度基本的な感染防止行動の徹底をお願いします。

※1 飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面。

不要不急の外出は控えましょう

不要不急（※2）の外出や移動を控えましょう。特に20時以降の外出を控えましょう。加えて、特に日中、週末の外出を控えましょう。

不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えましょう。

※2 具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

飲食の場面における感染リスクを低減する行動を実践しましょう

飲食の場面では、どうしてもマスクを外しがちとなり、飛沫飛散などにより感染リスクが高くなります。

- 相手に感染させないためにも、食事は「黙食」で、できる限り少人数とし、長時間、深酒、大声を避け、会話の際にはマスクを着用するという感染リスクを低減する行動を実践してください。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は控えてください。
- できる限り同居していない方との飲食を控えてください。

北海道で発生した集団感染の事例

これまでに北海道で発生した集団感染事例を参考に、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の防止に向けた取り組みを引き続きお願いします。

屋外での会食

知人同士で野外バーベキュー。マスクをはずして飲食、複数名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✓ 屋外のため安心してマスクを外す
- ✓ 長時間にわたる会食
- ✓ 親しい友人同士の距離の近い交流

共用機器の多い事業所

パソコンやコピー機など共用機器が多く、仕切りがない事務所内。換気や消毒のルールが徹底されず、職員30名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✓ 仕切りのない事務所
- ✓ 換気や消毒のルールの不徹底
- ✓ 多くの事務機器の共有

学校生活での昼食・休み時間

昼食時や休み時間、放課後。マスク着用が徹底されずに感染が拡大し、生徒20名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✓ 親しい友人同士の距離の近い交流
- ✓ マスク未着用の会話

長距離ドライブ

知人同士で長距離の移動。マスクをはずして飲食・会話、複数名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✓ マスクをはずしての車内飲食や会話
- ✓ 親しい友人同士の距離の近い交流

自宅での会食

知人同士9名が自宅で会食。マスクをはずして飲酒し、6名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✓ 意識が緩み、距離の近い自宅での会食
- ✓ 不十分な換気
- ✓ マスク未着用の会話や飲食

大人数・長時間の会食

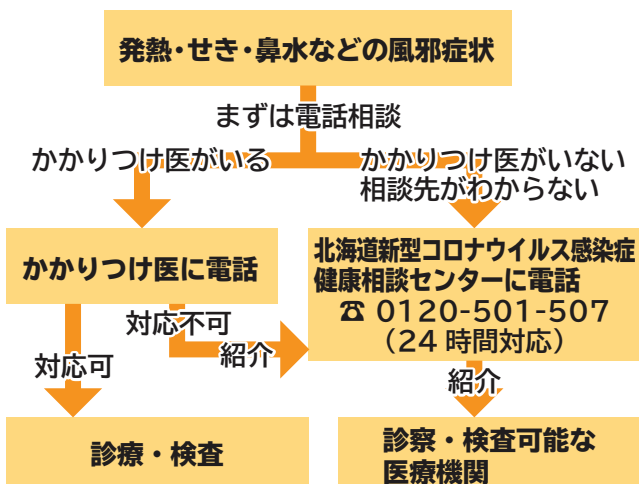
知人同士9名が2軒の店舗をはしご。マスクをはずして飲酒やカラオケにより、6名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✓ 大人数・長時間の会食
- ✓ 長時間の飲酒
- ✓ マスク未着用の会話やカラオケ

風邪症状のある方は、他の患者や医師・医療従事者への感染を防ぐため、電話で相談ください

とうべつ版 電話による相談・診療・検査の流れ



受診の際には必ずマスクを着用しましょう

少なくとも、以下のいずれかに該当する場合にはすぐに相談ください

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方^{*}で、発熱やせきなど比較的軽い風邪症状がある場合 ※高齢者や糖尿病、呼吸器疾患（COPD等）のある方や透析をしている方
- 上記以外の方で、発熱やせきなど比較的軽い風邪症状が続く場合 ※症状が4日以上続く場合や、解熱剤を飲み続けなければならない方はすぐに相談ください。
- 妊婦の方も、早めにご相談ください。
- 小児は、かかりつけ小児科医院に相談ください。かかりつけ医が決まっていない場合は、下記の「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」へご相談ください。

北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター
☎ 0120-501-507 通話料無料 24時間対応

■問合せ 保健福祉課健康推進係
(ゆとり内 ☎ 23 - 4044)



新型コロナウイルスワクチン接種について

当別町では現在、医療従事者へのワクチン接種がほぼ完了しており、6月から高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種が始まります。かかりつけ医療機関の有無で接種方法が変わりますのでご注意ください。

接種には、接種券、各自で記入済みの予診票、本人確認ができるもの、お薬手帳（現在服用している薬がわかるもの）をお持ちください。

予約開始状況

5月24日（月）からの予約受付は終了しました。今回は、6月7日（月）の9時から予約受付が始まります。対象は、昭和32年4月1日以前に生まれた方（令和3年度中に65歳以上になる方）です。その他の方は、接種券郵送までしばらくお待ちください。

かかりつけ医療機関が

ない人

ある人

集団接種

予約方法

インターネットから予約

当別町のホームページ、または右のQRコードから予約サイトに
入って、必要事項を入力して予約。



予約専用コールセンターから予約

当別町新型コロナワクチン接種コールセンター
0570-081-892

【受付時間】9時～17時 土日祝日も対応可能

※ 電話が混雑することが予想されるので、インターネットからの予約にご協力ください。

接種会場・日時

5月24日（月）受付開始分（定員に達したため受付終了）

総合保健福祉センター「ゆとろ」

6月4日（金） 14:00～16:00

6月5日（土） 9:30～11:30、14:00～16:00

6月6日（日） 9:30～11:30、14:00～16:00

西当別コミュニティーセンター

6月12日（土）9:30～11:30、14:00～16:00

6月7日（月）受付開始分

西当別コミュニティーセンター

6月13日（日）9:30～11:30、14:00～16:00

6月14日（月）14:00～16:00

総合保健福祉センター「ゆとろ」

6月19日（土）9:30～11:30、14:00～16:00

6月20日（日）9:30～11:30、14:00～16:00

6月21日（月）9:30～11:30

医療機関での個別接種

町内医療機関での個別接種は、かかりつけの患者のみ、下記の方法で受け付けています。ワクチン接種に関する医療機関への電話や直接の来院は、通常診療に支障をきたす恐れがあるため、ご遠慮ください。

町内医療機関	予約受付方法
勤医協当別診療所	専用電話で受付（平日14時～16時） 090-2054-8793、080-4503-3127
とうべつ内科クリニック	専用電話で受付（平日8:30～11:30） ☎22-1313
田園通りさわぎき医院	医院から本人へ個別に連絡
とうべつ整形外科	定期受診の方に限り受診の際に受付
ふとみクリニック	定期受診の方に限り受診の際に受付
スウェーデン通り 内科循環器科クリニック	クリニックから本人へ個別に連絡

※5月18日時点の情報のため、変更となる場合があります。

ワクチンに関するお問い合わせ

北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センター

内容 ワクチンの副反応等に関すること

電話 0120-306-154

時間 9時00分～17時30分（平日・土日祝）

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

内容 ワクチンの有効性・安全性に関すること

電話 0120-761-770

時間 9時00分～21時00分（平日・土日祝）

■相談・問合せ先

新型コロナウイルスワクチン接種対策室
（ゆとろ内 ☎25-2667）



新型コロナウイルス対策の手当金・給付金

国民健康保険・後期高齢者医療保険「傷病手当金」の支給について

当別町の国民健康保険及び北海道後期高齢者医療保険に加入している方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のために働くことができなかった期間において傷病手当金の支給を受けることができます。

●対象者

以下のすべての条件を満たす方

- ・当別町の国民健康保険加入者、または当別町に住民票がある北海道後期高齢者医療保険の加入者
- ・給与等の支払いを受けている方
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

●支給要件

働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができない期間

注意! 支給要件に該当する場合は申請が必要です。申請を希望される場合は、「必ず」来庁前に電話でご相談ください。

●支給額

直近の3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した額×3分の2×支給対象となる日数

※1 給与等の全部または一部を受け取ることができない場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※2 1日あたりの支給額は上限があります。

●適用期間

令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間で療養のために働くことができない期間（ただし入院が継続する場合は、最長1年6か月まで）

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては更に延長される可能性があります。

▼問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

●支給対象者（ひとり親）

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者(申請不要)
- ②公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方
- ③新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、

児童扶養手当受給者と同じ水準となった方

●支給対象者（ふたり親）

- ①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）がいる住民税非課税の養育者
- ②新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、非課税者と同じ水準になった方

●支給額 児童一人当たり一律5万円

その他必要な手続き等は決定次第お知らせします。

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内☎ 23 - 3019）

新型コロナウイルス感染症対策の補正予算が成立しました

5月に開催された当別町議会臨時会において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した緊急支援対策の補正予算が成立しました。

医療体制強化支援補助金（発熱外来対応分）

658万4千円

町内の発熱外来を継続して設置するために係る費用を補助します。

医療機関等感染予防対策支援金

660万円

町内の医療機関に対してクラスターの発生を未然に防ぐための衛生用品購入費用等を支援します。

介護及び障害者支援施設等感染予防対策支援金

1,100万円

町内の介護サービス及び障害福祉サービス事業所等に対してクラスターの発生を未然に防ぐための衛生用品の購入やPCR検査を実施する費用を支援します。